

岩 規 制 第 1 1 2 9 号
令 和 7 年 6 月 2 5 日

車両を使用して訪問する形態の
用務にあたる機関・団体等の代表者 様

岩手県警察本部交通部
交 通 規 制 課 長

広報用文書「警察署長の駐車許可について」の周知依頼（依頼）

日頃から治安維持や交通死亡事故抑止をはじめとした各般の警察活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今般警察では、変化する社会情勢と駐車需要に対応するため、警察が所管する「駐車許可」「駐車禁止除外標章交付手続」を見直す法規改正にあたり、本年7月1日の施行を予定しております。

これに伴い作成した広報用文書についてお送りさせていただきますので、貴機関・団体の車両運行管理御担当者様への周知について格段のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

広報用文書「警察署長の駐車許可について」

許可対象は「車両を使用して訪問の上で行う用務がある場合」となり、特定の用務に限定されるものではありません。

※ 許可対象となり得る形態の例

訪問看護、訪問診療（歯科医師を含む）、医薬品の配達、マッサージ・整体・鍼灸の訪問施術等々

【この係：交通部交通規制課規制第三係 電話019-653-0110】

これまで「駐車禁止解除許可」と呼称していた許可事務は、「警察署長の駐車許可」という全国統一の呼称に改正され、これにあわせて許可基準の緩和や必要書類の簡素化を図ることになりました。

この広報文は改正後の手続きについて簡記したものととなります。

許可を受けることのできる場所なのか、書類の記載についての質疑等、具体的事項については地域を管轄する警察署交通課にご相談ください。

許可対象

許可対象は「車両を使用して訪問の上で行う用務がある場合」で、これは特定の用務に限定されるものではありません。

訪問先とその付近に駐車場所を確保することができない場合には、駐車禁止標識がある道路に駐車する許可を警察に申請することができます。

許可の条件

1 申請の時間・場所

- (1) 駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯・場所でないこと。
- (2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- (3) 駐車禁止の交通規制標識がある道路で、法定の駐車禁止場所ではないこと。

2 駐車の用務

- (1) 訪問した先で行う用務があり、駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能であること。
- (2) 公共交通機関の利用等、車両以外の交通手段で目的が達成することが難しい用務のための駐車であること。
- (3) 訪問先の半径100メートル以内に路外駐車場、路上駐車場、駐車が禁止されていない道路のいずれの部分も存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

【裏面あり】

警察署長の駐車許可について【裏面】

必要書類

1 駐車許可申請書

申請に必要な様式や記載例は岩手県警察本部のホームページからダウンロードできます。

2 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

3 駐車に係る用務を疎明する書面

車検証に病院名や訪問看護事業者名の記載があればそれで可となります。

その他、事業所内の業務計画や契約書、ヘルパー資格証等

申請に係る車両もしくは申請者が用務にあたることを疎明する書面の提出が必要です。

4 見取図

訪問先と駐車したい場所が分かるように記載された見取図の提出をお願いいたします。

既存の地図に追記して明示するもので差し支えなく、詳細なものを作成する必要はありません。

※運転免許証の提出は不要です。

許可の単位・申請者名・申請先について

- ◎ 車1台につき、一つの申請が基本となります。
- ◎ 1台の車両が複数の箇所に駐車する場合は、一つの申請にまとめられます。
- ◎ 申請先は、駐車する場所を管轄する警察署の交通課となります。
- ◎ 1台の車両が複数箇所に駐車する場合で、複数の警察署管内にまたがる場合には、そのうちの一つの警察署にまとめて申請できます。
- ◎ 申請書に記載する申請者名は、用務にあたる個人名、事業所名、団体名等のいずれかとしてください。

◎ 駐車場所についてのお問合せ、書類の具体的な記載方法、窓口に関するお問い合わせは、駐車場所を管轄する警察署交通課をお願いいたします。

◎ その他「警察署長の駐車許可」についての質疑については、岩手県警察本部交通規制課【☎019-653-0110】にお問合せください。